

「osumait」ASPサービス利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

- この「osumait」ASPサービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、クラシテ株式会社（以下、「当社」という。）が提供する別表第1号「osumait」ASPサービス内容にて定めるサービス（以下「osumaitASPサービス」という。）並びに、その関連サービスの提供条件について定めるものです。
- 本規約とは別に、個別の契約又は規約等（以下、「個別契約等」という。）が存在する場合、個別契約等は本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別契約等に定める事項に相違があった場合、個別契約等の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において、使用する用語の定義は以下のとおりとします。

（1）本サービス

本規約に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供する別表第1号所定の「osumaitASPサービス」

（2）利用契約

本規約に基づき、当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約の総称

（3）契約者

利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

（4）契約者設備

本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

（5）本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

（6）本サービス用設備等

本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

（7）消費税等

消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税、並びに、地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税、その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

（8）ユーザID

契約者と他の者を識別するために用いられる符号

（9）パスワード

ユーザIDと組み合わせて、契約者と他の者を識別するために用いられる符号

第3条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信等により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれの案内がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の場合に当社の裁量により本規約を隨時変更することがあります。
なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
 - (1) 利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 利用規約の変更が、契約した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、7日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容及び効力発生日を契約者に通知するものとします。
3. 契約者は、本規約の変更に同意しない場合、利用契約を前項の効力発生日以降の将来に向かって解除することができるものとします。
4. 前項による利用契約の解除権については、新利用規約の効力発生日の経過をもって消滅するものとし、当社の定める効力発生日以降に契約者が本サービスを利用した場合は、契約者は当該変更に同意したものとみなします。

第5条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得た場合でなければ、利用契約上の地位及び利用契約に基づく権利義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第6条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定めます。

第7条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第8条（協議等）

利用契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

第9条（利用契約の成立・成立要件）

1. 利用契約は、以下各号の全てを満たしていることを要件として成立するものとします。
 - (1) 本規約に基づき、初期料金、月額料金等が定められたシステムの利用を申し込む場合は当社が提出する本規約と見積書等（以下「見積書」という。）に対して当社指定の注文書に必要事項を記入し、押印の上、当社に提出すること。
 - (2) 押印済みの発注書を当社が受領し、受領に伴い当社が発行する発注請書を契約者が受領すること。
 - (3) 受発注の合意の証として「osumait」ASPサービス利用契約書（以下「利用契約書」という。）2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有すること。
2. ただし、前項に関わらず、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には利用契約の締結を行わないことがあります。
 - (1) 当社に対する金銭債務の不履行や契約等に違反したことがあるとき。
 - (2) 債務の履行を怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本サービスの提供が技術的に困難であるとき。
 - (4) 本サービスと類似・競合するサービスを運営している、又はその運営に協力していると当社が判断したとき。
 - (5) その他、契約内容に、虚偽の記載、誤記及び当社が不適当と判断したとき。

第10条（変更通知）

1. 契約者は、その商号又は名称、本店所在地又は住所、連絡先及びその他契約者等にかかる事項に変更があるときは、利用契約書第6条（連絡窓口）の定めにより遅滞なく当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の変更により契約者が何らかの損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第11条（一時的な中断及び提供停止）

1. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合。
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合。
 - (3) 本サービス用設備の提供業者がインフラサービスの提供を中止又は、インフラに生じた事象により、本サービスを提供できない場合。
 - (4) その他天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合。
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第15条（当社からの利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約に違反した場合には、契約者への事前の通知又は催告を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第12条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。

第13条（最低利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間は、セットアップ費用を3年又は5年払いとした場合に適用するものとします。
2. 本サービスの最低利用期間は契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、初回契約期間とします。
3. 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第14条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応するセットアップ費用に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。
4. 第2項の最低利用期間内に、第15条（当社からの利用契約の解除）第1項に基づき当社が解除した場合、契約者は第15条（当社からの利用契約の解除）第2項に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応するセットアップ費用に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。
5. 契約者は、第13条2項の最低利用期間内に第4条（本規約の変更）3項により解除した場合、当社が定める期限までに、効力発生日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応するセットアップ費用に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします

第14条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、解約希望日の3か月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第15条（当社からの利用契約の解除）

1. 当社は、契約者が以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本サービス利用に関する重要な事項について、故意又は過失により当社に対して事実を告げなかつた場合。
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合。
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これに準じる手続の申立があつたとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合。

- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は競売を申し立てられた場合。
 - (5) 資本の著しい減少、営業の廃止又は解散の決議をした場合。
 - (6) 自ら振り出した手形、小切手の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けた場合。
 - (7) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (8) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合
 - (9) 本サービスの利用料金又は遅延利息の支払義務を履行しない場合
 - (10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (11) 反社会的勢力及び反社会的勢力への関与が判明した場合。(契約者の従業員等又は実質的に経営権を有する者を含みます。) なお、反社会的勢力とは以下に掲げる者をいう。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、その他の反社会的勢力である者。
(以下、「暴力団等」といいます。)
 - ②暴力団等への資金等を提供し、また社会的に非難される関係を有している者。
 - ③自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、法的な責任を超えた不当な要求行為若しくは脅迫的言辞粗暴行為を用い名誉や信用等を毀損し、又は相手方の業務を妨害する者。
 - ④その他これに類する反社会的集団又は構成員等である者。
 - (12) 前各号のほか、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
2. 契約者は、前項による利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める期日までにこれを支払うものとします。

第16条（本サービスの終了）

- 1. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を終了するものとし、終了日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 終了日の3か月前までに契約者に通知した場合
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を終了する場合、当社は、既に支払われている利用料金等がある場合には、終了する本サービスについて、提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

第17条（契約終了後の処理）

- 1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備等に格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
- 2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた

資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備等に記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

第18条（本サービスの種類と内容）

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別表第1号に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第35条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 外部記録媒体、インクリボン、トナー、用紙等の消耗品の供給
 - (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
4. 契約者は、本サービスの利用により、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
5. 当社は、本サービスの種類と内容を隨時変更することがあります。この場合、第4条（本規約の変更）に従った手続を行います。ただし、本サービスの全部又は一部の提供の終了については、第16条（本サービスの終了）の定めによります。
6. 当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権（以下、「知的財産権」といいます。）を侵害しないことを保証するものではありません。なお、当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の知的財産権を侵害することを知ったときは、当社の裁量において、本サービスの提供及び利用が将来第三者の知的財産権を侵害しないようにするための措置を講じるものとします。この場合、当社は、必要に応じて、本サービスの内容及び提供条件を変更し、又は本サービスの一部の提供を終了することができます。

第19条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第20条（導入支援及びシステムサポート）

当社は、別表第1号に定める導入支援サービス及びシステムサポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

第21条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」という。）に対し、第32条（秘密情報の取り扱い）及び第33条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

第22条（本サービスの利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、システム導入時に発生する追加クライアントライセンス初期費用、操作説明費用、導入支援費用及びLINE公式アカウント取得サポート費用からなる初期料金（以下、初期料金という）と、システム導入後から発生するシステム利用料、追加クライアントライセンス月額費用及び、クラウド環境利用料からなる月額費用（以下、月額料金という）からなるものとします。
2. システム導入時に発生するセットアップ費用については、一括支払いの場合は初期料金に、3年又は5年払いの場合は第13条（最低利用期間）2項の期間は月額料金に含めるものとします。
3. 初期料金は、以下により追加の初期料金が発生するものとします。

追加クライアントライセンスの追加

- (1) 追加の操作説明費用
- (2) 追加の導入支援費用
4. 月額料金は、以下により追加及び変更が発生するものとします。
 - (1) 本件ソフトウェアの対象種類の追加
 - (2) 追加クライアントライセンスの追加
 - (3) 契約者の受託管理戸数の増加
5. 初期料金及び月額料金は、当社と契約者間で締結する「osumait」ASP利用契約書で決定するものとします。本条3項（通知）及び4項（本規約の変更）により利用料金が変更になる場合は、別途覚書を締結するものとします。

第23条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、当社と契約者が合意した利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第11条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 利用期間において、第11条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

第24条（利用料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、当社からの請求書に従い支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
2. 前項の利用料金の決済をめぐって契約者と金融機関との間で紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条（遅延利息）

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに、当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

第26条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についていかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第27条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者は、インターネットに接続してサービスを利用する際に必要となるグローバルIPアドレス（固定IPアドレス）を、サービスの利用開始前までに、自己のネットワーク環境において確保し、当社へ開示するものとします。
なお、グローバルIPアドレスについては、自己の責任と費用により環境を維持するものとします。
4. 契約者設備、第2項に定めるインターネット接続及び本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
5. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な

対応を行うことができるものとします。

第28条（ユーザID及びパスワード）

1. 契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。
2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他的一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第29条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 当社若しくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用する行為
 - (4) 法令又は公序良俗に違反し、当社又は第三者に不利益を与える行為
 - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (7) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (8) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の、利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (9) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的の情報の閲覧を促す行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務等

第30条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第31条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第32条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
6. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

第33条（個人情報の取り扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報の保護に関する関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第3項乃至第5項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第34条（損害賠償の制限）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は月額料金を超えないものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

第35条（免責）

1. 本サービス又は利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条（損害賠償の制限）の範囲に限られるものとします。また、当社は、以下各号のいずれかの事由により契約者等に発生した損害については、賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動、感染症・疫病等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等本サービス用設備等の性能に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者か

らウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入

(5) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受

(6) アクセス数過多

(7) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害

(8) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS、ビジネス用アプリケーション、フリーソフト、ロードバランシング制御ソフト）及びデータベースに起因して発生した損害

(9) 当社が直接開発に関与しないアプリケーションソフト

(10) 第三者のコンピュータシステムとのデータ連携における当該コンピュータシステムの障害などに起因する場合

(11) 法の改廃制定、公権力による命令、処分を遵守することに起因する場合 (12) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(13) 電力事業者に起因する場合

(14) 輸送機関に起因する場合

(15) ネットワーク・トラフィック障害に起因する場合

(16) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・記録命令付き差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分

(17) その他当社の責に帰さない事由

2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わなものとします。

第36条（サービスレベル）

1. 当社は、努力目標として、別途当社が契約者に提示する「サービスレベル定義表」（以下「サービスレベル定義表」という。）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

2. 当社は、サービスレベル指標を、利用契約に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、隨時変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。この場合、変更後のサービスレベル指標を遅滞なく契約者に提示するものとします。

3. サービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は損害賠償その他のいかなる責任も負わなものとします。

4. サービスレベル指標は、利用契約で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

附則（改定履歴）

2024年7月1日 制定

2026年1月1日 一部改定（第27条（本サービス利用のための設備設定・維持）第3項新設、別紙1号5（1）・（2）改定）

2026年2月10日 文言修正（第15条（当社からの利用契約の解除）第2項修正）

以上

別表第1号 「osumait」ASPサービス内容

■ サービスの種類及び内容、操作説明、導入支援及びシステムサポート
サービスの種類及び内容は以下の通りとします。

1. 本サービスの種類及び内容

本サービスの種類及び内容は、当社と契約者との間で締結される利用契約で定めたものとします。なお、詳細は当社と契約者が協議して決定するものとします。

(1) マンション会計システム

サービス品目	サービス内容
マンション会計システム「J-OneNEO」	分譲マンション管理会計業務に関わる以下の機能を一元管理できるサービス ① 各種マスタ管理 ② 各種契約・解約業務 ③ 請求・入金・督促業務 ④ 支払業務 ⑤ 各種検針業務 ⑥ 口座振替業務 ⑦ 月次・決算業務 • 1クライアントライセンス含む
追加クライアントライセンスオプション	同時利用ライセンス（共有可能）
請求書発行オプション	請求書の印刷から発送まで

(2) 情報共有システム

サービス品目	サービス内容
情報共有システム「J-Nex」	・分譲マンション管理のフロント業務に関わる以下の機能を一元管理できるサービス ① 各種マスタ管理 ② グループウェア機能 ③ スケジュール管理 ④ 物件管理 ⑤ 文書管理 ⑥ 対応管理 • クライアントライセンスフリー • 基本ディスク容量20GB
ディスク容量追加オプション	ディスク容量を10GB毎に追加

別表第1号 「osumait」ASPサービス内容

(3) 売上管理システム

サービス品目	サービス内容
売上管理システム「J-Smart」	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンション管理の売上・支払業務に 関わる以下の機能を一元管理できるサービ ス <ul style="list-style-type: none"> ① 各種マスタ管理 ② 委託契約業務 ③ 予定管理 ④ 支払管理 ⑤ 工事・各種伝票管理 ⑥ 月次処理 ・1クライアントライセンス含む
追加クライアントライセンスオプション	同時利用ライセンス（共有可能）

(4) コミュニケーションアプリ

サービス品目	サービス内容
コミュニケーションアプリ「J-Web/C」	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンション管理の管理会社及び、管 理組合に関わる以下の機能を一元管理でき るサービス <ul style="list-style-type: none"> ① 問い合わせ管理 ② 施設契約・解約業務 ③ 共用設備予約業務 ④ お知らせ機能 ⑤ アンケート・出欠管理 ⑥ ソリューション連携 <p>※LINE公式アカウント取得が必要</p>

2. 本サービス利用可能時間

365日 24時間

ただし、メンテナンス時とシステム障害発生時、復旧作業時は除きます。

3. 操作説明及び導入支援サービス

当社は、以下の操作説明及び導入支援サービスを提供することができます。なお、提供内
容及び条件については以下のとおりとします。

(1) 提供内容

- ① 操作説明
- ② 運用・操作指導（トレーニング）
- ③ 運用方法の相談

(2) 提供条件

- ① 期間 協議の上決定

別表第1号 「osumait」ASPサービス内容

② 場所（契約者の指定場所、1か所に限定）

ただし、お客様のご要望による遠隔地（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を除く）への訪問に関しては、技術者の旅費・宿泊費の実費を請求します。

（2）システム初期設定

① ユーザ登録

② システムパラメータ規定値設定

※ 本サービスを利用する契約者のデータは含まれません。

4. システムサポートサービス

当社は、システムサポートサービスとして、本サービスの利用方法に関する相談・質問への回答及び助言を行うものとし、当該システムサポートサービスの条件は以下のとおりとします。

（1）サービス窓口（連絡先）

「osumait」ASPサービス利用契約書において、連絡先を定めるものとします。

（2）サービス時間

毎週、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分迄とします。

ただし、土曜、日曜、祝日、12月29日から1月4日までの期間ならびに当社の休業日を除きます。

（3）サポート方法

電子メールでの受付対応となります。なお、訪問によるサポートは行いません。

5. 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を充たすクライアントPCを準備するものとします。なお、以下の仕様以外のソフトウェア及びバージョンの対応状況については、お問い合わせいただくものとします。

（1）Windows版

Windows 10以上/Google Chrome Microsoft Edge 最新バージョン

Microsoft .NET Framework 最新バージョン

（2）Mac版

MacOS Big Sur 11以上/Google Chrome Microsoft Edge 最新バージョン

Microsoft .NET Framework 最新バージョン

6. 本サービス用設備等に関する安全対策

当社は本サービス用設備等に関し、以下の安全措置を講じるものとします。

（1）PKCS #1 SHA-256 with RSAによる通信の暗号化

（2）インターネットの接続環境にFW/IPSを冗長構成で設置

（3）本サービス用設備に送受信されるデータに対しウイルスチェックを実施

① ウイルスチェックソフトの種類：CylanceProtect

② ウイルスチェックの頻度：自動実行

別表第1号 「osumait」ASPサービス内容

- ③ ウイルスパターンファイルの更新間隔：自動アップデート

(4) データセンターの安全対策設備

東計電算データセンター

- ① 免震構造建築（震度7の地震から建物を守る）
- ② 超高感度煙検知設備、窒素ガス自動消火設備
- ③ 自家発電設備による停電時の無瞬断電力供給
- ④ 非接触型ICカード又は静脈認証による入退室管理システム
- ⑤ ITV、監視カメラ、防犯センサーによる防犯対策
- ⑥ ファイアーウォールによるアクセスポート制御
- ⑦ サーバ、ストレージ、ネットワーク機器、通信回線の冗長化
- ⑧ 24時間保守（ハードウェアオンサイト）

(5) 本サービス用設備の死活監視

自動監視ツールにより5分に1回の応答監視を行い、異常が発見された場合は、センター運用員による確認作業を行い再度異常と確認された場合、直ちに本サービス用設備の復旧を開始する。

(6) 本サービス用設備のリソース監視

自動監視ツールにより5分に1回、本サービス用設備のリソースに対し監視を行う。各リソースが下記の閾値を超えると、本サービスの提供に支障が生じる事が明らかになった場合は、当社にて該当リソースの増強を行う。

- ① CPU利用率が5分以上継続して90%を超えた場合
- ② メモリ利用率が5分以上継続して90%を超えた場合
- ③ ディスク使用率が90%になった場合

(7) 自動定期メンテナンスの実施

本サービス用設備に対し、定期メンテナンスを実施する。

- ① 本サービスのデータバックアップ（毎日深夜時間帯（午前1時～午前7時））
- ② 本サービス用設備のOSに対するセキュリティアップデート（毎月第4週夜間に実施）

その他、本サービスの正常稼働に必要な定期メンテナンス作業状況によりメンテナンス時間が前後する場合があります。

7. サービス終了時のデータの返還

当社は、契約者が希望する場合、契約者が本サービスに登録したデータを有償で返還するものとします。その場合、以下の事項について事前に協議のうえ決定するものとします。

- ① 媒体
- ② データ形式
- ③ 返還方法
- ④ 返還期日
- ⑤ 料金及び支払条件

別表第1号 「osumait」ASPサービス内容

8. サービスレベル指標

当社が提供するサービスレベル指標は以下のとおりとします。

東計電算データセンター

(1) センター電源設備

本サービス用設備が正常に稼働する電力量を供給する。ただし、電力会社より電力供給が停止されてから12時間を超えた場合、災害の程度により本サービス用設備の手動停止後、電源の供給を停止する。

(2) センター空調設備

本サービス用設備が適切な恒温を維持することを提供する。ただし、電力会社より電力供給が停止されてから12時間を超えた場合、災害の程度により、空調設備への電源の供給を停止する。

(3) 本サービス用設備（冗長構成のもの）

本サービス用設備のうち、冗長化された設備（CPU、メモリ、ハードディスク）に障害が発生し、当該設備が停止した場合、正常に起動できる状態までの復旧時間は、障害発生後60分以内とする。

(4) 本サービス用設備（保守契約対象設備）

本サービス用設備（前号の対象となる設備は除く。）のうち、別途締結される保守契約の対象となる設備に障害が発生し、当該設備が停止した場合、正常に起動できる状態までの復旧時間は、保守要員到着後60分以内とする。

以上